

## 国直轄事業等負担金の支出状況の公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国直轄事業等負担金の支出状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「国直轄事業等負担金」とは、国直轄事業等において、法令の定めるところによりその経費の全部又は一部を県が負担するもののうち、予算に計上されたものをいう。

### (国直轄事業等負担金の支出状況の公表)

第3条 国直轄事業等負担金の支出に関する事務を所掌する所属の長は、その所掌する国直轄事業等負担金に関する情報のうち、次に掲げるものを公表するものとする。

- 一 国直轄事業等負担金の名称に関する情報
- 二 支出先に関する情報
- 三 支出先ごとの支出額に関する情報
- 四 支出の根拠となる法令に関する情報

2 前項の規定による公表に当たっては、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例15号）の規定を遵守するとともに、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第8条各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに十分注意しなければならない。

### (公表の期限)

第4条 前条第1項の規定による公表は、国直轄事業等負担金が予算に計上された年度の翌年度の6月30日（この日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合は、その翌日）までに行わなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

### (公表の方法)

第5条 第3条第1項の規定による公表は、山梨県ホームページへの掲載により行うものとする。

2 山梨県ホームページへの掲載期間は、5年とする。

### (他の制度との調整)

第6条 国直轄事業等負担金の支出状況の公表について、法令で別段の定めがある場合は、当該法令の定めるところによる。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に当たって必要な事項は、行政経営管理課長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成22年2月1日から施行し、平成20年度以降の予算に計上された国直轄事業等負担金について適用する。

2 平成20年度の予算に計上された国直轄事業等負担金に関する情報を第3条第1項の規

定により公表する場合における第4条及び第5条第2項の規定の適用については、第4条中「国直轄事業等負担金が予算に計上された年度の翌年度の6月30日（この日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合は、その翌日）」とあるのは「平成22年3月19日」と、第5条第2項中「5年」とあるのは「4年」とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。